

工事中の保安管理計画について

危険物製造所等の変更工事に係る工事中の保安管理については下記の事項を遵守します

記

1. 工事中は、関係者以外の立ち入りを禁止し、関係作業員の喫煙等については細心の注意を払って事故防止に万全を期する。
2. 工事中、溶接または機械器具等の使用により、火炎、火花を発する作業については、火災防止の為、防火障壁、防火幕で囲う等消防本部担当係の指示に従い安全な措置を講じて作業をする。
3. 工事現場は、常に整理清掃に努める。
4. 工事中は、常に使用しやすい場所に消火設備を完備しておく。(消火器 2 本)
5. 申請者、設置者及び工事現場責任者並びに危険物保安監督者は、常に連絡をはかりながら火災等の発生防止に万全な措置を講ずる。
6. 危険作業等を行うときは、営業時間外に行う。
7. 万一火災等が発生した時には、応急措置を講ずると共に消防機関への通報を迅速に行う。

設 置 者 住 所

氏 名

工 事 請 負 者 住 所

氏 名